

別表第一号(第八条第一項関係)

受験者が現に有する資格	受験する資格	無線工学の基礎	無線工学A	無線工学B	電気通信術	法規	英語	無線工学
第一級総合無線通信士	第一級陸上無線技術士				○			
第二級総合無線通信士	第二級海上無線通信士	○	○	○				
	第二級陸上無線技術士				○			
	第一級陸上特殊無線技士				○			
第三級総合無線通信士	第三級海上無線通信士						○	
	第一級海上特殊無線技士				○		○	
第一級海上無線通信士	第一級総合無線通信士	○						
	第二級総合無線通信士	○						
	第三級総合無線通信士	○				○		
	第二級陸上無線技術士	○						
第二級海上無線通信士	第二級総合無線通信士	○						
	第三級総合無線通信士	○				○		
	第一級海上無線通信士				○	○	○	
第三級海上無線通信士	第三級総合無線通信士						○	
	第一級海上無線通信士				○	○	○	
	第二級海上無線通信士				○	○	○	
	第四級海上無線通信士				○			
第四級海上無線通信士	第三級海上無線通信士							○
	第一級海上特殊無線技士							○
航空特殊無線技士	航空無線通信士				○			
第一級陸上無線技術士	第一級総合無線通信士	○	○	○				
	第二級総合無線	○	○	○				

通信士							
第三級総合無線通信士	○						○
第一級海上無線通信士	○	○	○				
第二級海上無線通信士	○	○	○				
第三級海上無線通信士							○
第四級海上無線通信士							○
第一級海上特殊無線技士							○
第二級海上特殊無線技士							○
第三級海上特殊無線技士							○
航空無線通信士							○
航空特殊無線技士							○
第二級陸上無線技術士	第一級総合無線通信士	○					
	第二級総合無線通信士	○	○	○			
	第三級総合無線通信士	○					○
	第一級海上無線通信士	○					
	第二級海上無線通信士	○	○	○			
	第三級海上無線通信士						○
	第四級海上無線通信士						○
	第一級海上特殊無線技士						○
	第二級海上特殊無線技士						○
	第三級海上特殊無線技士						○
	航空無線通信士						○
	航空特殊無線技士						○

注 免除する試験科目は、○印を付したものとする。